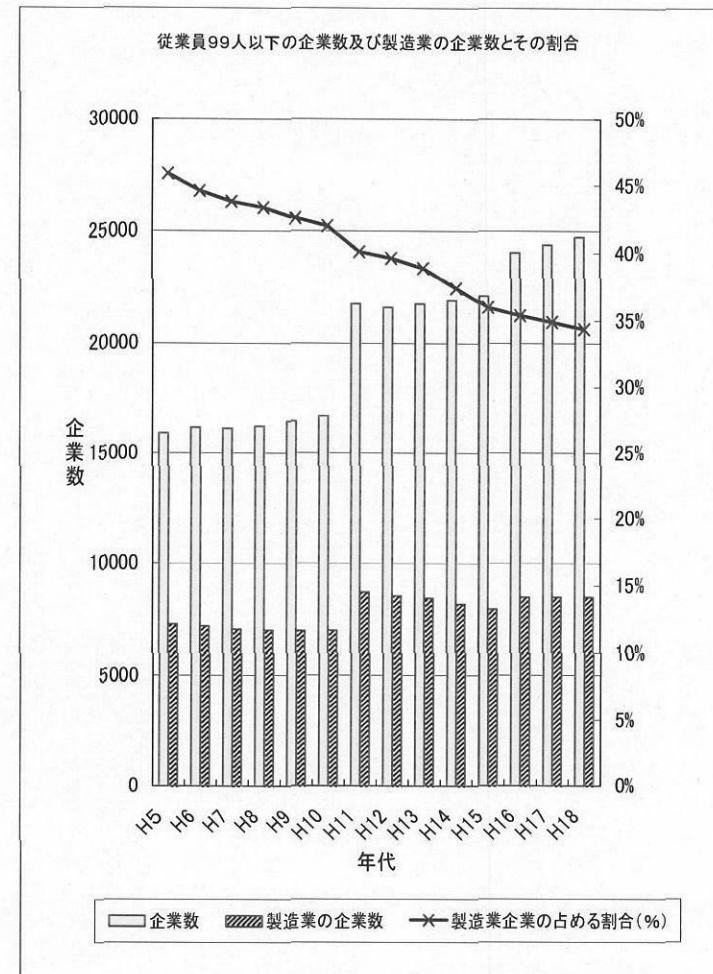
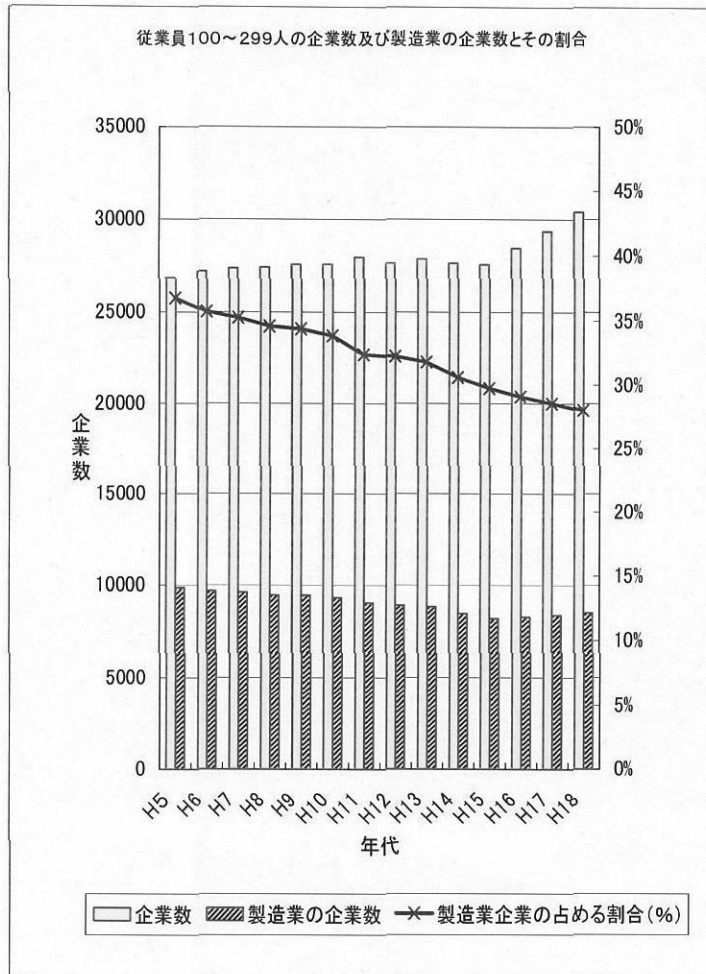
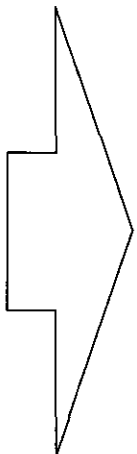


従業員99人以下及び100～299人の企業数 及び製造業の企業数とその割合



雇用義務制度創設時からの企業規模別実雇用率の推移

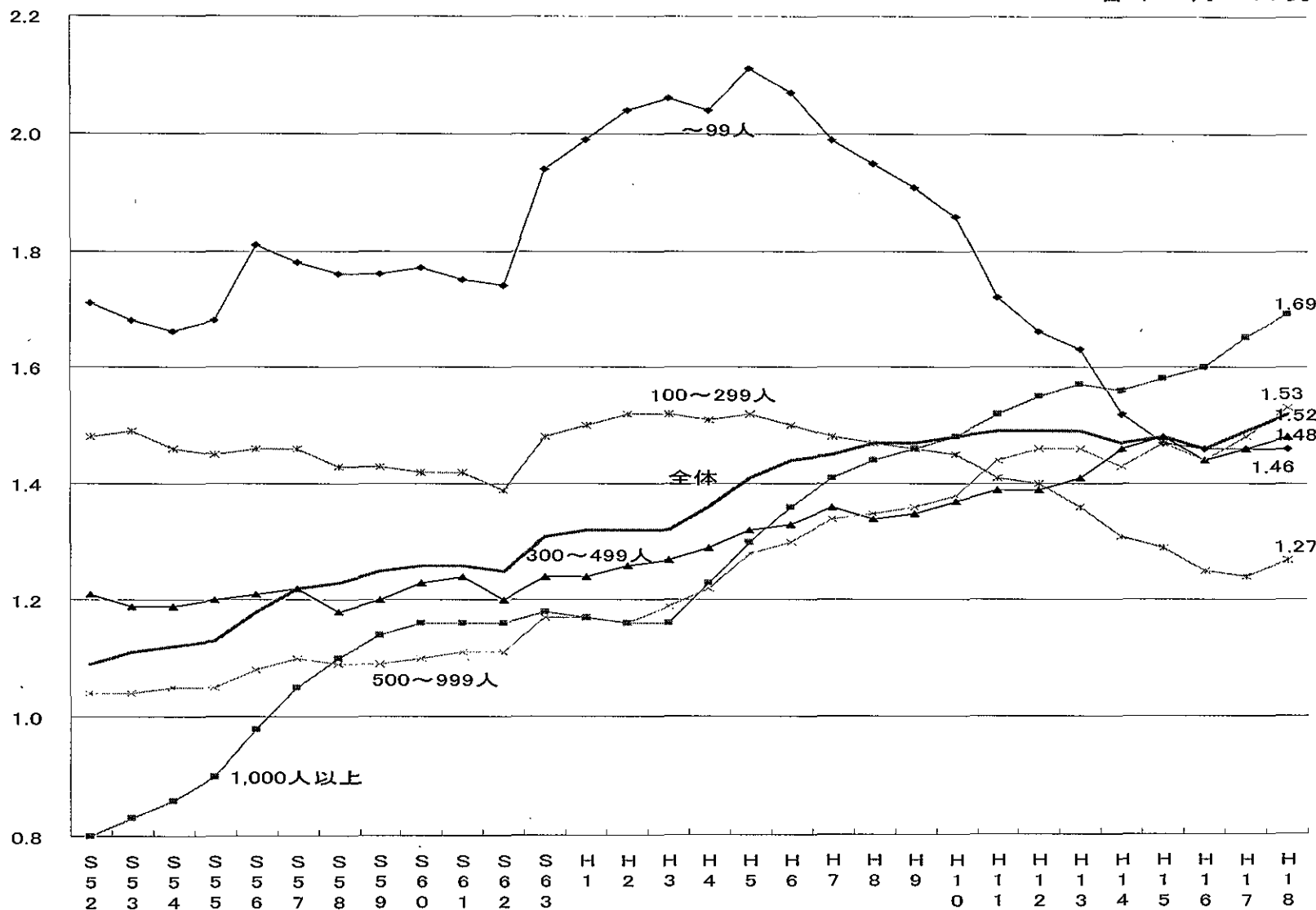
各年6月1日現在

	制度創設時 (昭和52年)		現在 (平成18年)	増減値
1,000人以上	0.80%		1.69%	0.89%
500~999人	1.04%		1.53%	0.49%
300~499人	1.21%		1.48%	0.27%
100~299人	1.48%		1.27%	△0.21%
~99人*	1.71%		1.46%	△0.25%
全 体	1.09%		1.52%	0.43%

※ 99人以下規模企業については、納付金制度創設時は法定雇用率が1.5%のため、67人以上規模が対象、現在は法定雇用率が1.8%のため、56人以上規模が対象である。

(参考)

各年6月1日現在



※ ~99人規模企業については、

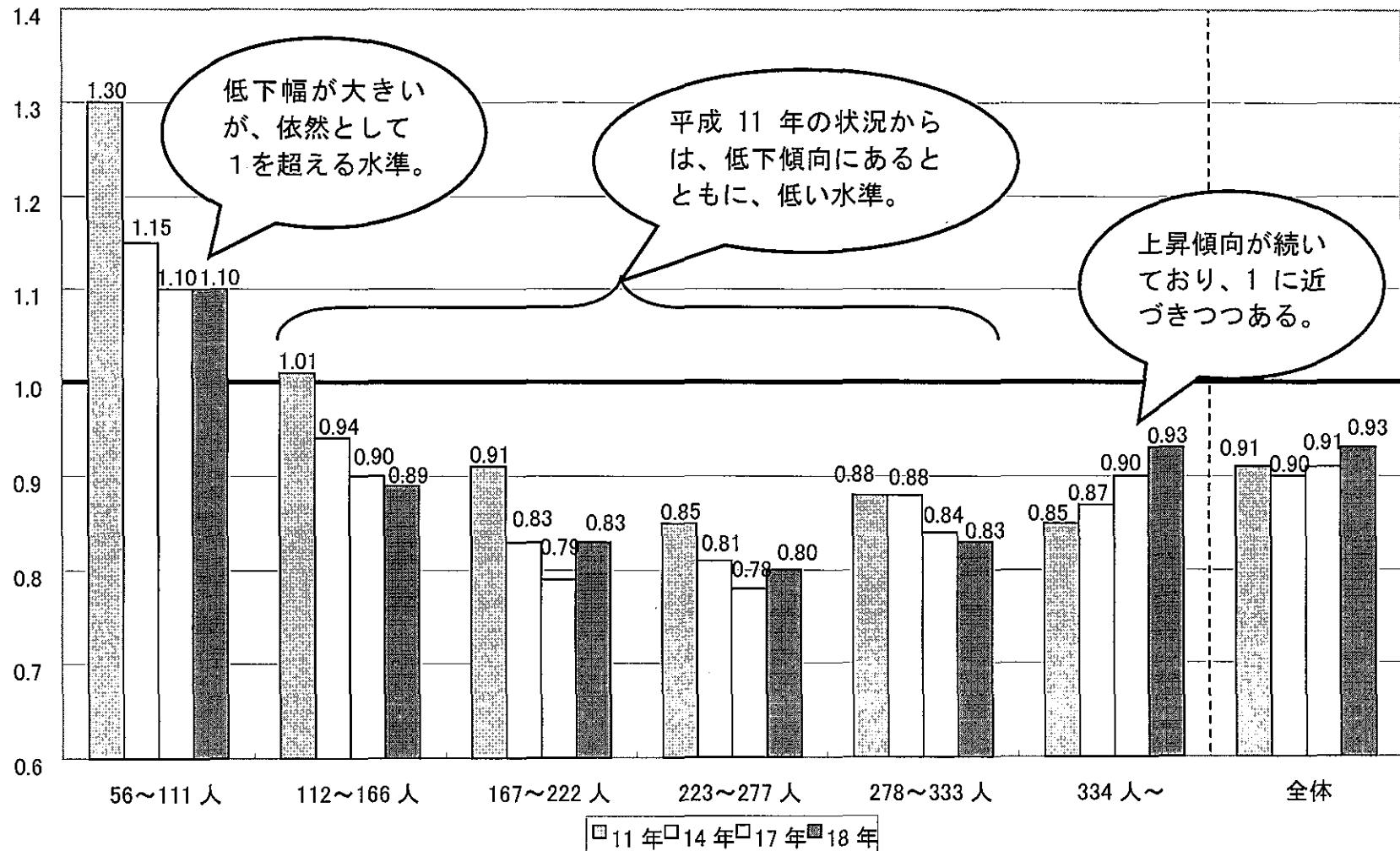
- ・ 昭和52年～昭和62年は、67人以上規模企業が対象
- ・ 昭和63年～平成10年は、63人以上規模企業が対象
- ・ 平成11年～は、56人以上規模企業が対象となっている。

1 企業規模別・実雇用／法定雇用比率

※「実雇用／法定雇用比率」

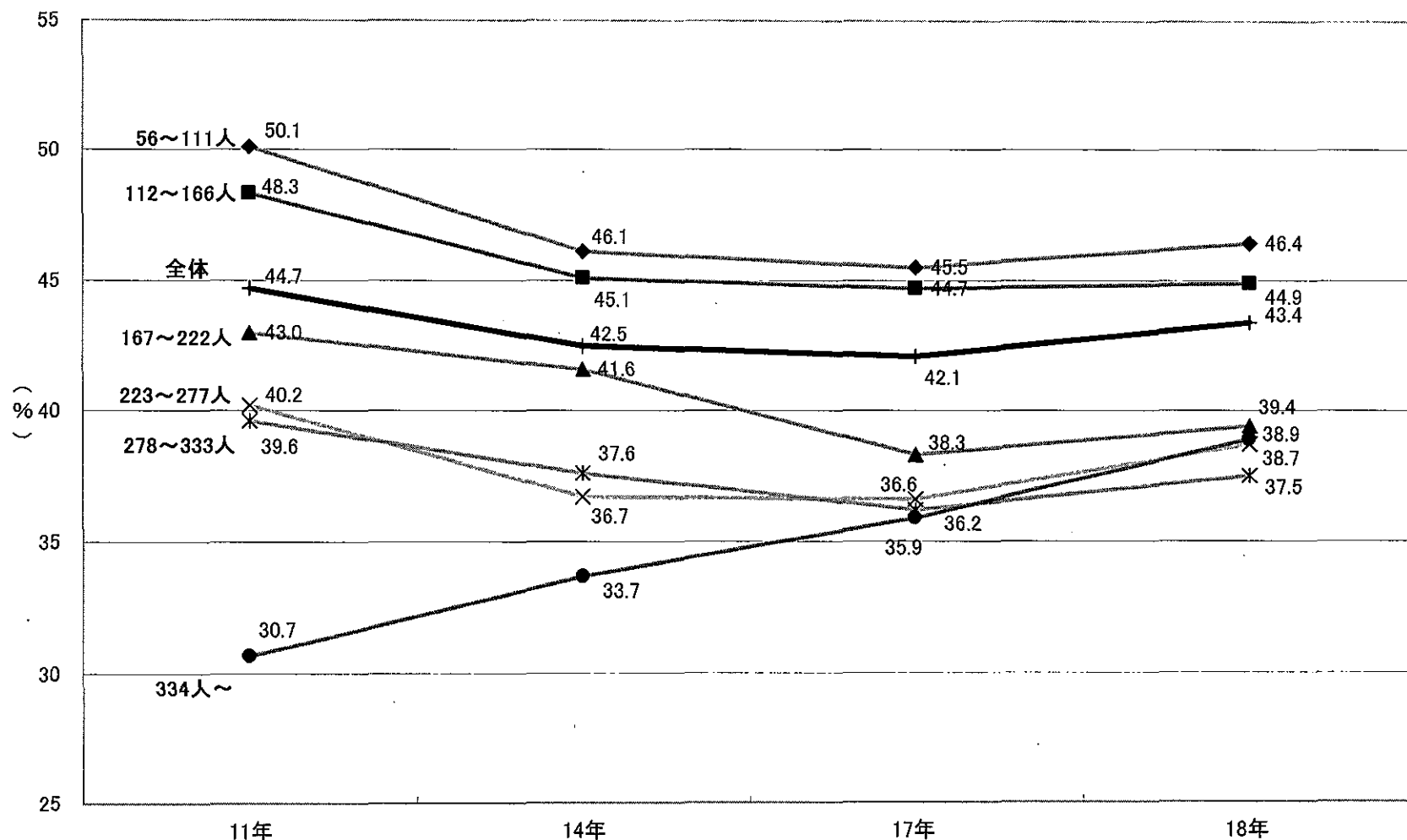
＝法定雇用総数（各企業の法定雇用者数の総和）に占める実雇用者総数（各企業の実雇用者数の総和）の比率

（*それぞれの企業規模別の法定雇用者数を1に換算した場合の実雇用者数に相当）



2 企業規模別・法定雇用率達成企業割合

- 56人規模から166人規模の企業については低下傾向にあるものの、全体平均や他の企業区分に比べて引き続き高い水準にある。
- 167人規模から333人規模の企業については平成11～17年にかけて低下、18年に若干改善したが、依然として低い水準にある。特に、「334人以上」の企業の改善が進む中で、「223人以上277人以下」、「278人以上333人以下」の企業は、18年には「334人以上」の企業の水準を下回り、最も低い水準となっている。



3 実雇用／法定雇用比率と達成企業割合との相関

※ 「実雇用／法定雇用比率」と「法定雇用率達成企業割合」について、平成11年と平成18年の2点間で散布グラフにプロットすると以下のとおり。

※ グラフ中の矢印が始点から“12時と3時の間の方向（右上方向）”に向いていれば、「実雇用／法定雇用比率」及び「法定雇用率達成企業割合」とともに上昇、障害者雇用が総合的に改善しているととらえることができる。また、矢印の長さは方向性の強さを表す。

- 333人規模以下の企業においては、すべての企業区分で低下傾向となっている。
- 56人規模から222人規模までの企業は悪化傾向が強く、167人規模から333人規模の企業については低い水準にある。一方、「334人以上」の企業については、いまだ高い水準にあるとはいえないが、改善傾向にあり、その方向性も強いと考えられる。

